

定 款

2024年6月27日改正

関西ペイント株式会社

関西ペイント株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社の商号を関西ペイント株式会社とする。その英文は、KANSAI PAINT CO., LTD. とする。

(目 的)

第 2 条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の物品の製造・販売・輸出入ならびにこれらに関する情報の販売、技術指導、設計および監理
 - ① 塗料および塗料関連製品
 - ② 工業薬品その他化学製品
 - ③ 印刷通信材料
 - ④ 上記①～③に関連する機器装置類
- (2) 次の工事の設計、監理および請負
 - ① 塗装工事
 - ② 防水工事
 - ③ 塗装用機械器具設置工事
 - ④ 屋外広告業工事
 - ⑤ 鋼構造物工事
 - ⑥ 土木建築工事
- (3) 建物、構造物、工業製品等の色彩計画の請負ならびに色彩・デザインに関する研究物および資料の出版・販売
- (4) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (5) 生命保険の募集に関する業務
- (6) 不動産の売買、賃貸借（仲介、保守）および管理
- (7) 倉庫業
- (8) 旅行業法に基づく旅行業ならびに旅行業者代理業
- (9) スポーツの機器の販売と施設の経営
- (10) 人材育成、職業能力開発のための教育事業
- (11) 労働者派遣事業
- (12) 食料品、衣料品、化粧品、美術品、事務用品、書籍、その他日用品雑貨および家庭用電気機器の輸入および販売と斡旋
- (13) 資金の融資、ファクタリング業および総合リース業
- (14) 有価証券の売買、保有および運用
- (15) コンピューターソフトウェアの開発・販売ならびに情報処理提供サービス
- (16) 電気通信業務に関する需要契約の媒介および電気通信関連機器の販売
- (17) 前各号に付帯する一切の事業

(本 店)

第 3 条 本会社は本店を尼崎市に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、793,496,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう本会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、本会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 本会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 本会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 本会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に支障あるときは、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、本会社の議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の定員)

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、11名以内とする。

2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から会社を代表する取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および招集通知)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に支障あるときは、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の議長)

- 第 24 条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に支障あるときは、出席した他の取締役がこれに代わる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 本社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の決議の方法)

- 第 28 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(取締役への委任)

- 第 29 条 本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 本社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第 31 条 本社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

- 第 32 条 本社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

- 第 33 条 本社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

- 第 34 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本社はその支払いの義務を免れるものとする。